

不適正会計調査特別委員会

報 告 書

(平成18年12月～平成19年3月)

大阪府議会不適正会計調査特別委員会

はじめに

大阪府では、平成9年度に不適正な会計事務処理により公金が支出されるという、いわゆる裏金問題の発覚を受け、二度と起こさないという強い決意をもって、職員の意識改革と会計運用システム、予算制度の改革等の改善策に取り組んできました。

しかし、昨年、南河内府税事務所における目的・性格が明らかでない現金を保管していた事実が発覚しました。その後の調査により、他の部署でも次々と保管・使用等の事実が発覚し、一部の部署では平成10年度以降も不適正な会計事務処理により現金を生み出していた事実も明らかになるなど、誠にゆゆしき事態となり、府民の府政に対する信頼を大きく裏切りました。

大阪府議会は、この事態を重くみて、目的・性格が明確でない現金等の保管・使用について調査及び報告を行うため、不適正会計調査特別委員会を昨年12月定例会で設置いたしました。

12月25日の第1回委員会を皮切りに、計6回にわたって委員会を開会し、調査や質疑を通じて、原因を追究していくとともに、今後どのような対策をとる必要があるのかについて、短期間に集中して、幅広い観点から徹底した議論を行ってまいりました。

呼吸器・アレルギー医療センター、流通対策室及び北部・南部家畜保健衛生所の事案については、未だ事実解明されていない状況ではありますが、府民の府政に対する信頼を取り戻すには、相当の労力と時間を要するものであり、そのためにも、本委員会の3ヶ月間にわたる調査結果として、報告書を取りまとめました。

当面は、明らかになっていない事実の解明に向け全力を挙げるとともに、今後二度と同じような問題を生じさせないための組織並びに会計システムづくり、さらなる職員の意識改革などに取り組まれ、一日も早く府民の府政に対する信頼を取り戻すための改革を実施されますことを求めます。

なお、審議の詳細については、本委員会の会議録をご覧いただきたいと存じます。

平成19年3月

大阪府議会不適正会計調査特別委員会
委員長 奥田 康 司
副委員長 半 田 實

目 次

	頁
1 裏金問題の経緯.....	1
2 本委員会設置の経緯.....	4
3 本委員会の審議経過.....	4
4 本委員会としての意見・提言.....	5
(1) 平成 9 年度の調査並びに今回の調査全般について	
(2) 問題の原因と背景について	
(3) 責任の所在・返還と処分等について	
(4) 家畜保健衛生所における事件について	
(5) 再発防止策について (提言)	
(6) 今回の事件を踏まえた組織の活性化と職員の士気高揚策について	
(7) 今後も継続して行うべき調査について	
(8) その他「不適正会計等にかかる当面の対応 (案)」の評価等について	
5 委員会設置要綱.....	12
6 委員名簿.....	13

1 裏金問題の経緯

昨年11月の匿名の投書を受けて、府では、32の出先機関に対し、いわゆる裏金が残されていないかの調査を実施したところ、南河内府税事務所で平成9年度以前の不適正な会計処理による現金102万円の保管が判明した。

以後、地方独立行政法人を含めた全機関を対象に、計5回にわたって調査を実施した結果、23所属において、総額約6,850万円の不適正な会計処理による現金等の保管・費消・捻出が判明した。

目的・性格が明確でない現金等の調査結果一覧表【平成19年2月20日現在】

(単位：円)

部局名	所属名	平成19年1月 現在の残額	平成10年4月以降 使用金額	合計 (+)
政策企画部	企画室	500,000	使用なし	500,000
総務部	南河内府税事務所	1,021,928	(職員の個人流用あり)	1,021,928
健康福祉部	地域保健福祉室健康づくり感染症課	49,264	使用なし	49,264
	医務・福祉指導室医療対策課	2,886,718	使用なし	2,886,718
	障害保健福祉室計画推進課	1,701,926	(親睦会に入金・保管)	1,701,926
	池田保健所	1,156,197	552,381	1,708,578
	守口保健所	165,373	417,734	583,107
	八尾保健所	0	2,262,244	2,262,244
	公衆衛生研究所	7,000,009	876,250	7,876,259
商工労働部	産業開発研究所	1,324,471	267,652	1,592,123
	産業技術総合研究所	140,000	約405万円	約419万円
	東大阪高等職業技術専門校	550,000	約30万円	851,176
環境農林 水産部	流通対策室	15,957	6,374,433	6,390,390
	中部農と緑の総合事務所	119,625	143,205	262,830
	北部家畜保健衛生所	0	約462万円	約462万円
	南部家畜保健衛生所	64,239	約692万円	約692万円
教育委員会	市町村教育室地域教育振興課	5,012,124	使用なし	5,012,124
	財務課	2,188,000	1,614,550	3,802,550
府立大学	学術情報課	1,741,145	使用なし	1,741,145
	羽曳野キャンパス総合事務センター	3,002,135	使用なし	3,002,135
府立病院	精神医療センター	4,838,504	使用なし	4,838,504
	成人病センター	25,994	約167万円	約170万円
	呼吸器・アレルギー医療センター	0	(約500万円)	(約500万円)
合計金額		約3,360万円	約3,500万円	約6,850万円

平成13年度以降の不適正支出額。家畜保健衛生所が保管・使用した金額以外のものも含む。

南部家畜保健衛生所については、うち64,239円は現金で保管

()は推定金額

【参考】発覚から現在に至るまでの経過

日時	内 容
18.11.15	<p>・2 通の投書を受け 32 出先事務所で金庫内の目的・性格が明確でない現金等の有無について調査指示</p>
18.12.7	<p>・南河内府税事務所で平成 9 年度以前の不適正な会計処理による現金約 102 万円の現金の保管があったことを公表（18.11.22 判明）</p> <p>・全庁 362 所属並びに、地方独立行政法人（公立大学法人大阪府立大学及び大阪府立病院機構）も調査対象に加え、以下の調査に着手</p> <p>【調査内容】</p> <p>目的、性格等が明確でない現金等が、職場の金庫に現在、保管されていないか。</p> <p>目的、性格等が明確でない現金等が、職場の金庫に平成 10 年度になかったか。</p> <p>目的、性格等が明確でない現金等が、職場の金庫に平成 10 年度以降に新たに生み出されていないか。</p>
18.12.11	<p>・新たに 5 所属（池田保健所、公衆衛生研究所、産業開発研究所、教育委員会事務局財務課、企画室）において現金等の保管、費消（約 1,200 万円）があったことを公表</p> <p>・地方独立行政法人（府立大学学術情報課、府立精神医療センター）でも現金等の保管、費消（約 650 万円）があったことを公表</p>
18.12.14	<p>・新たに産業技術総合研究所において現金等の保管、費消（約 400 万円）があったことを公表</p>
18.12.15	<p>・新たに教育委員会事務局地域教育振興課（約 500 万円）において保管があったことを公表</p> <p>・再度全庁 362 所属並びに、地方独立行政法人（公立大学法人大阪府立大学及び大阪府立病院機構）も対象に以下の調査に着手</p> <p>【調査内容】</p> <p>平成 10～17 年度に、職場において、目的・性格が明確でない現金等がなかったか。</p> <p>府が補助金、負担金等を支出している団体で、各所管課が事務局を担当している協議会、実行委員会等において、現在、目的・性格が明確でない現金等がないか。</p> <p>府の指定出資法人において、現在、目的・性格が明確でない現金等がないか。</p>
18.12.19	<p>・再度全庁 362 所属並びに、地方独立行政法人（公立大学法人大阪府立大学及び大阪府立病院機構）も対象に以下の調査に着手</p> <p>【調査内容】</p> <p>平成 18 年 12 月現在の目的、性格等が不明確な現金等について、所属長がどのように確認したのか。</p> <p>各所属の親睦会に目的・性格が明確でない現金等がないか。</p>

日時	内容
18.12.25	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに7所属(地域保健福祉室健康づくり感染症課、医務・福祉指導室医療対策課、障害保健福祉室計画推進課、八尾保健所、東大阪高等職業技術専門学校、流通対策室、中部農と緑の総合事務所)において現金等の保管、費消(約1,010万円)があったことを公表 ・地方独立行政法人(府立成人病センター、府立呼吸器・アレルギー医療センター)でも現金等の保管、費消(約670万円)があったことを公表
18.12.27	<ul style="list-style-type: none"> ・再度全庁362所属並びに、地方独立行政法人(公立大学法人大阪府立大学及び大阪府立病院機構)も対象に以下の調査に着手 <p>【調査内容】</p> <p>府が補助金、負担金等を支出している団体で、各所管課が事務局を担当している協議会、実行委員会等において、平成10年度以降、団体の活動状況等に照らして、不自然な出入金がないか。(第三者確認)</p> <p>親睦会において、平成10年度以降、会の活動状況等に照らして、不自然な出入金がないか。(第三者確認)</p> <p>所属において、目的・性格が明確でない現金等が保管等されていないか。</p>
19.1.11	<ul style="list-style-type: none"> ・公金及び「裏金」を個人着服した職員4名を処分
19.1.12	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに守口保健所及び地方独立行政法人(府立大学羽曳野キャンパス総合事務センター)で現金等の保管、費消(約360万円)があったことを公表 ・池田保健所及び流通対策室では使用金額の増加が判明(約440万円増)
19.1.16	<ul style="list-style-type: none"> ・再度全庁362所属並びに、地方独立行政法人(公立大学法人大阪府立大学及び大阪府立病院機構)も対象に以下の調査に着手 <p>【調査内容】</p> <p>所属に、目的・性格が明確でない現金等が保管されていないか。(第三者確認)</p> <p>総括補佐、総務担当者に聴き取り調査を行う。(第三者確認)</p> <p>(19.1.25に新たな事案がなかったことを公表)</p>
19.1.22	<ul style="list-style-type: none"> ・南部家畜保健衛生所で不適正な会計処理が行われていたことを公表
19.1.25	<ul style="list-style-type: none"> ・北部家畜保健衛生所でも不適正な会計処理が行われていたことを公表
19.2.5	<ul style="list-style-type: none"> ・南部、北部家畜保健衛生所の不適正支出額が約1,154万円に上ることを公表
19.2.16	<ul style="list-style-type: none"> ・府から「不適正会計等にかかる当面の対応(案)」を提示
19.2.20	<ul style="list-style-type: none"> ・知事及び副知事の給料の減額条例を2月定例府議会に提案 <p>【減額内容】知事：10分の10 1か月、副知事：10分の5 1か月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育長については、減給処分(10分の1 1か月) ・協議会資金及び親睦会費の個人着服を含め、職員159名(教育長を含む。)を処分

2 本委員会設置の経緯

南河内府税事務所における裏金の発覚に端を発し、その後も、他の部署で次々と発覚し、府民の信頼を大きく裏切る、極めて重大な事件に発展した。

この問題については、徹底的な調査を行い、全容を解明していくことが府民の代表である府議会に課された使命であることから、平成18年12月15日(12月定例会閉会日)に、目的・性格が明確でない現金等の保管・使用について調査及び報告することを目的に、地方自治法第110条の特別委員会として、「不適正会計調査特別委員会」が設置され、概ね3ヵ月間にわたる調査活動を開始した。

3 本委員会の審議経過

回数	回数・日程	審議内容	審議方法
1回	H18.12.25(月)	〔審議項目〕 目的・性格が明確でない現金等の調査結果について	説明聴取 説明に対する 質疑応答
2回	H19.1.22(月)	〔審議項目〕 目的・性格が明確でない現金等の調査結果について 平成9年12月の会計事務調査結果報告書等について 目的・性格が明確でない現金等の保管・使用について (政策企画部・総務部・健康福祉部・環境農林水産部)	説明聴取 説明に対する 質疑応答 質疑
3回	H19.1.25(木)	〔審議項目〕 目的・性格が明確でない現金等の調査結果について 目的・性格が明確でない現金等の保管・使用について (商工労働部・教育委員会・公立大学法人大阪府立大学・ 地方独立行政法人大阪府立病院機構)	説明聴取 説明に対する 質疑応答 質疑
4回	H19.2.8(木)	〔審議項目〕 目的・性格が明確でない現金等の調査結果について 目的・性格が明確でない現金等の保管・使用について (総括審議)	説明聴取 説明に対する 質疑応答 質疑
5回	H19.2.16(金)	〔審議項目〕 審議経過の状況報告のまとめ 不適正会計等にかかる当面の対応(案)について 目的・性格が明確でない現金等の保管・使用について (知事質問)	協議 説明聴取 説明に対する 質疑応答 質疑
6回	H19.3.1(木)	〔審議項目〕 委員会報告のまとめ	協議

4 本委員会としての意見・提言

(1) 平成9年度の調査並びに今回の調査全般について

平成9年度の調査について

平成9年度の調査は、

- ・ 調査対象となる費目を限定し、府の支出全般の調査を怠ったこと
- ・ 聞き取り中心の調査に終始したこと
- ・ 現金等の保管の有無の確認が徹底されなかったこと
- ・ 報告・返金の指示が口頭で行われるなど、極めてずさんであったこと

など、調査自体が極めて不十分であり、また、「裏金がいつから、どういう意図でつくられ、何に使われたのか」という核心部分は一切不問に付された結果、今回の問題発生につながった。

13億円以上もの不正があったにもかかわらず、この支出金の返還と特別職・管理職に対して法上処分を行ったものの、一般職員に対しては文書訓告処分としたことも、今回の問題発生につながったものと考ええる。

今回の調査全般について

府の職員が、身内である職員を調査することには限界があり、また、聞き取り調査中心の調査であるために、全容解明には至らず、調査が不徹底なままになっている。府民の目からは「職員同士の守りあい」としか映らなかったと思える。

今回は、現金・帳簿類が見つかったところから調査に入っているため、あらかじめ現金や帳簿類を隠ぺいしている場合は、調査が不可能である。従って、まだ裏金等が残存している可能性は残る。

不適正な会計処理に関する調査委員会委員の選任が不適切であったことから、当初の「庁内では全容解明できないので、外部の力を借りて行う。」との目的を達成するものとはならなかった。

(2) 問題の原因と背景について

職員の公金意識の欠如、歴代の総務担当者が裏金を引き継ぐ一部の職場の慣習、職場で「おかしい」といえる環境でないなど、府民感情とはかけ離れた府の体質が、今回の根本的な原因であると考えられる。

平成9年の事件を機に、反省してやり直そうという強固な意志を持たなかったこと、平成9年の改善策が守られておらず、その進行状況も把握されないまま放置されてきた組織の体質も、原因のひとつと考えられる。

修理や故障といった緊急の対応等や、地域における社会的付き合い等についての予算措置がないことも、裏金を生み出す要因になっていると考えられる。

職員の中では、たまたま巡り合わせが悪かったと反省のかけらもない職員がいる限り、再び起こる体質がある。

また、監査委員事務局、出納部局が全く機能を果たしていないことも、要因の一つとなっている。

(3) 責任の所在・返還と処分等について

責任の所在について

今回の事件と不十分な対応により、府政に対する府民の信頼を失墜させた知事の責任は極めて重い。

平成9年度から現在まで、裏金を引き継ぐ一部の職場の慣習改善や悪いこととの認識があっても改革を怠ってきた、知事はじめ上層部及び所属長の責任は極めて重大である。官僚組織の犯罪行為ととらえるべきである。

職員の公金意識が極めて低い。部下が勝手に金を出し入れするなど、上司は公金、親睦会費等の金銭管理が全くできていない。組織全体が漫然とした対応に終始している。

裏金に関与した者全てに責任がある。また、組織の責任も明確にすべきである。

裏金に関与した府庁OBにも責任はある。

返還金額、返還対象者及び返還方法について

(府が示した返還内容)

平成9年度以前の不適正な会計処理により生み出された現金等は、平成9年度末時点における保管額を対象額の基本とする。

対象額 約4,920万円(19所属)

平成10年度以降に、協議会等から親睦会等に移し替えられた事案については、当該協議会等において精算等の処理手続きを行う。

対象額 約280万円(2所属)

事実関係を継続して調査し、対象額を確定する。

呼吸器・アレルギー医療センター 不明

北部・南部家畜保健衛生所 約1,150万円(支出関係書類の保存期間(5年)から、額を確定できる平成13年度以降)

それぞれについて、年5%の利息を付して返還する。

事案発生部局において、取りまとめの上、平成19年3月30日までに返還する。

府が示している返還内容で基本的には問題ないが、返還金を府の雑入に歳入されるにしても、裏金の返還金であることが決算書や会計書類で明確にわかるようにしておくこと。

仮に返還金が不足した場合、誰が責任を負うのか、また返還が滞った場合の責任者をあらかじめ明らかにしておくべきである。

直接に裏金の捻出、保管に関与した職員と、たまたま所属しただけで返還を求められる職員との区別は当然あるべきと考えるが、裏金に関与した府庁OBについては、法的に争ってでも返還を求めるべきである。また、府庁O

Bからの確実な返還をどう担保するのか、明確にしておくことが必要である。

返還金は、期限までに必ず返還されるよう全力をあげる。仮に、年度内に未収金が生じた場合は、平成19年度の歳入で補正予算を計上すべきである。

処分等について

(府が行った処分内容)

1月11日

公金及び裏金を個人着服した職員4名を懲戒免職処分

2月20日

- ・ 公金及び裏金を個人着服した職員(3名、懲戒免職処分)並びに教育長(減給処分、10分の1を1か月)を含め、職員159名を処分
- ・ 知事、副知事については、給料を減額する条例案を提出
(知事:10分の10を1か月、副知事:10分の5を1か月)

職員の処分については、知事の専権事項であり、また既に処分もされているが、次の意見があった。

処分は公平に行われるべきである。処分内容に差が大きすぎる。

罪の重さは、個人・組織にかかわらず、重い順から裏金を捻出した行為、裏金を着服した行為、裏金であることを認識しながら使用を指示した上司の行為となるが、今回は、処分そのものが不適正である。処分基準が極めて曖昧である。

今回発覚した問題は、平成9年度よりも事案としては重いものであり、そのことから今回の処分は甘いと考える。降格も含めた処分も行われてもおかしくはない。

事実解明の途中で、懲戒免職処分をしたのは問題。それにより、以降の調査が困難になったと判断できる。

返還すべき裏金を残すこととした者に対する処分が不十分である。

個人でしたことは処分され、組織全体でしたことは許されるといったことが無いように対処すべき。

自主申告者を厳刑にしたのは問題がある。

知事の処分には、

- ・ 不適正な会計処理に関する調査委員会の委員に、府の顧問弁護士を任命したこと
- ・ 同委員に、検察庁の調査活動費流用疑惑のある加納氏を起用し続けたこと
- ・ 「裏金隠しをした者に裏金の解明はできない。」との府民の不信を招いたこと

の責任も含めるべきである。

(4) 家畜保健衛生所における事件について

府職員の現職、OB職員が示し合わせて、組織的に裏金工作を図ったものであり、言語道断に尽きる。大阪府組織の悪い面の縮図といえる。

裏金の捻出方法、捻出を指示した者、裏金と認識していた者、その使い方、支出先などを徹底して調査し、全容を明らかにすべき。また、必要に応じ、捜査当局に告発すべきである。

(5) 再発防止策について(提言)

職員の意識改革

理念だけではだめ、民間企業を参考に職員の意識改革プログラムをつくるべき。組織として、職員の目標を明確に示すことが必要である。

府の職員として、誇りが持てる職場環境をつくる取り組みも意識改革につながる。

研修や訓示では職員の意識には浸透しない。職場で、日頃の業務を通じて、繰り返し実践・指導することが必要である。

一般職員の意識改革は当然のことながら、まず知事や幹部職員の意識改革が必要である。

会計・予算制度

公務に必要なお金を迅速に予算措置できるような予算システムの構築が必要である。

予算を年度内に使い切るという考え方を改めることが必要であり、余剰金が発生した場合には、翌年度にその全額を繰り越せるシステムを考えるべき。

平成9年の反省を受け、融通性のある小口支払基金制度(10万円)が設けられたが、まったく機能していなかった原因を分析し、制度を修正すべきである。

各職場には、公務に最低限必要不可欠な現金、帳簿類以外は置かないことを徹底する。

各職場の金庫や書類のチェック結果を随時公表するとともに、異動時の引継ぎ書も同様に公表することが必要である。

着服の温床となりがちな親睦会など、公務以外の業務を果たして職場に置くこと自体が適切なのか検討する必要がある。

検査・監査機能

これまでの調査で、内部調査の限界が露呈されたことを踏まえ、外部から税務調査経験者、警察関係者、公認会計士、弁護士などの専門家を中心とした組織を設置し、調査すべきである。そして、調査の進捗状況とその結果を随時公表するようにすべきである。

職場において、日常的に収支が明確になるチェック体制を構築すべきである。

裏金を探すという見地からの検査・監査ではなく、税金の適正、公正な執行と、府民のために、より効果的な方法を探ることに重点を置いた方向で組織の充実強化を図るべきである。

人事の活性化

特定の人物が同一の業務に長期間かかわる人事は避けるべきである。特に、金銭出納業務は厳に避けるべきである。

出先機関も含め、広範な人事交流をすることが必要である。

職員の状況、意向をよく踏まえ、意欲を持って、その能力が十二分に発揮できる人事を行うべきである。

内部通報制度

本件に限れば、現在府が実施している制度は全く機能していない。また、職員にも信頼されていない。匿名での通報を可能とするなど、通報者の権利・利益が完全に保障され、仮に不利益があった場合でも異議申し立て等のためのシステムをきちんと整備した内部通報制度とすることが必要である。

マスコミへの内部通報によって家畜保健衛生所の裏金が発覚したことから、外部による通報窓口を設置するとともに、その通報内容を議会等に公開すること。また、通報窓口を担当する弁護士等は、府や関係機関、公共事業受注企業などから完全に独立し、弁護士会などからの推薦を原則とする配慮が必要である。

府庁内に目安箱を置き、箱の内部は外部の人間がチェックするようにする。

今回のように、自主申告者を厳刑にすれば、内部通報をする者が出ない。通報者の保護、処分軽減が可能な仕組みが必要である。

議会の監視機能

府から予算・決算資料の提出を受け、審議する議会による調査には一定限界があるが、直接調査した内容を府は速やかに議会に報告する制度が必要である。

その他

職員の意識改革などをしっかり行えば、不正は起こさないだろうという性善説に立つのではなく、どの職員も不正を起こしうる可能性があるという前提で、不正行為そのものが不可能なシステムをつくるべきである。

(6) 今回の事件を踏まえた組織の活性化と職員の士気高揚策について

幹部、特にトップの意識改革とその実践が何より重要である。

府職員として、仕事に誇りを持てるような職場環境をつくることが重要である。

再三の調査指示を無視して報告しない職場や、裏金と認識しながら前任者から引き継いできた職場は、所属長の管理監督責任と意識の欠如が原因であると考えられることから、所属長への強い指導が必要である。

知事、副知事が先頭に立って、自ら職員以上の厳しい綱紀保持指針を作り、全職員に姿勢を示すことが必要である。

全職員に匿名のアンケートを行い、職員の意見を積極的にくみ上げるなどにより、全体の奉仕者としての職員の自覚を促すことが必要である。

知事、副知事、各部長が職員とひざを交えて話し合う機会をつくり、徹底した議論を行うことも重要である。

(7) 今後も継続して行うべき調査について

全容が解明されていない呼吸器・アレルギー医療センター、北部・南部家畜保健衛生所、流通対策室については、刑事告発するなど厳然とした態度で、徹底的な調査を行い、早期の全容解明を図ること。

全庁の支出面からの徹底調査を一から行うこと。

今回発覚した23部署以外の職場においては、申告による裏金がなかったということであるが、客観的な調査によるものではないことから、改めて、未調査部署を中心に、出資法人も含めた全外郭団体について、外部の専門家による徹底的な調査を行うこと。

裏金が残った部署については、なぜ残され、作られたのか。また、何に使われたのかも含め、徹底した調査を行い、全容解明に努めること。

(8) その他「不適正会計等にかかる当面の対応(案)」の評価等について

「不適正会計等にかかる当面の対応(案)」の評価について

未だ全容が解明されていない段階で、この対応案を出したことに對し、理解に苦しむ。家畜保健衛生所、流通対策室、呼吸器アレルギー医療センターの3部署については、未だ未解明であるのに、対応案を出されることは府民からは幕引きに見える。

裏金の有無以前に、日頃から当然行っておくべき事を羅列しているだけで、目新しさがなく、再発防止に向けたシステム・組織をどう変えるのか具体策が示されていない。裏金等があるかないかの観点からの調査を受けての対応に過ぎず、果たして再発防止などに機能するのか極めて疑わしい。

平成9年の調査方法及び改善策について問題点を検証し、それを新たな調査の出発点にすべきである。平成9年の調査を根本的に検証することなしに、まともな再発防止策などありえない。

再発防止策は、全くの外部の専門家に策定を依頼することも視野に入れて検討すべきである。

その他

処分内容が事前に漏れて、新聞報道されたのは問題である。府のこのような組織体制にこそ根深い問題がある。

5 委員会設置要綱

大阪府議会不適正会計調査特別委員会設置要綱

(平成18年12月15日議決)

1 名 称

不適正会計調査特別委員会とする。

2 設置の根拠

地方自治法第110条及び大阪府議会委員会条例第5条による。

3 目 的

目的・性格が明確でない現金等の保管・使用について調査及び報告する。

4 定 数

委員定数は、10人とする。

5 調査期間及び閉会中調査

調査期間は、概ね3ヶ月とし、閉会中も調査を行うものとする。

6 委員名簿

会 派 名	委 員 名
自 由 民 主 党 大 阪 府 議 会 議 員 団	奥 田 康 司 杉 本 光 伸 さ ぎ り 勁 浅 田 均
民 主 党 ・ 無 所 属 ネット 大 阪 府 議 会 議 員 団	半 田 實 荒 木 幹 雄
公 明 党 大 阪 府 議 会 議 員 団	野 田 昌 洋 鈴 木 和 夫
日 本 共 産 党 大 阪 府 議 会 議 員 団	宮 原 威
府 民 ネット おおさか	隅 田 康 男

: 委員長 : 副委員長